



スケートボードの
楽しさを伝えたい！



地域の人々に
音楽を届けたい！

せたがや 若者 ファンディング



若者が集える
カフェを
運営したい！

活動団体募集



若者が協力して
地域を活性化！

自分の思いをまちで表現しよう！！

「やってみたい」が地域を変える



地域の環境問題を解決しよう！

**地域活性化や地域課題の解決につながることを目的とした
若者※の主体的な活動に対して 20 万円まで補助します！
大学のサークルやゼミなども条件を満たせば応募可能**

※団体を構成する構成員の内、過半数が世田谷区内在住又は在勤、在学若しくは世田谷区と包括連携協定を締結している大学（学部）に在学している高校生世代～29歳の若者であること。詳細はホームページを参照してください。

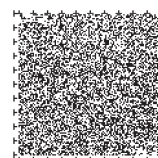
応募期間：令和7年6月1日（日）～30日（月）

お問い合わせ：せたがや若者ファンディング事務局（希望丘青少年交流センター「アップス」内）
〒156-0055 世田谷区船橋 6-25-1-3F / Tel 03-6304-6915

 世田谷区（所管課：子ども・若者部 子ども・若者支援課）



せたがや
若者ファンディング
ホームページ





応募要項

対象となる事業

若者が主体となって、仲間たちと一緒に取り組む地域活動であって、地域活性化や地域課題の解決につながることを目的とした事業

対象となる団体

「せたがや若者ファンディング補助金交付要綱」に基づき、応募するためには以下の要件を満たしている必要があります。団体の規約・会則については応募を機会に作成することも可能です。

- ① 2人以上で構成されている団体であること。
- ② 団体を構成する構成員の内、過半数が世田谷区内在住又は在勤、在学若しくは世田谷区と包括連携協定を締結している大学（学部）※¹に在学している若者※²であること。
- ③ 活動の目的が明らかであり、事業を主体的に行える団体であること。
- ④ 複数世帯で構成される団体であること。
- ⑤ 団体の運営に関する規約、会則等を定めており、適切な会計処理が行われていること。
- ⑥ 政治若しくは宗教活動又は営利を目的としないこと。
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるもの。※³

※¹: 昭和女子大学、日本体育大学、日本女子体育大学、東京都市大学、成城大学、明治大学、産業能率大学、日本大学（スポーツ科学部、文理学部、商学部）、駒澤大学、東京農業大学、テンブル大学ジャパンキャンパス、国士館大学

※²: 令和8年3月31日時点で、16歳以上かつ29歳以下であること。

※³: 団体の代表者が未成年の場合は、法定代理人（親権者等）の同意を得る必要があります。

対象となる活動期間

審査結果通知後（目途として令和7年7月下旬）から令和8年1月31日（土）まで

補助金額

一つの活動に対して、上限額 20 万円まで

- 上限額まで達しない、数万円の企画でも歓迎です。
- 補助率は原則 100% ですが、審査の結果、申請金額を下回る補助額となる場合があります。
- 同じ団体による同じテーマでの活動は、3 年（3 回）までとします。

対象となる経費

対象となる経費は、以下の通りです。

- ① 物品等の購入費（消耗品費：活動に必要な消耗品・原材料等を購入する費用で、購入単価 3 万円未満のもの）
- ② 印刷製本費または複写料金（印刷製本費：PR チラシ・ポスター・プログラム、広報誌や事業の成果物 [マップなど] を印刷する、もしくはコピーをする費用）
- ③ 講師、出演者等に対する謝礼（報償費：団体構成員以外の専門家への謝礼金や交通費など [1 人当たりの謝礼は 3 万円以下]）
- ④ 郵送に係る経費（通信運搬費：案内用のハガキ代や、チラシなどを郵送する費用）
- ⑤ 広告に係る経費（雑役務費：PR のための広告料）
- ⑥ 保険に係る経費（保険料：活動時の参加者やスタッフの事故やケガに備えるための保険料。保険 [ボランティア保険・行事保険など] の加入は必須となります）
- ⑦ 会議室等の会場及び物品等の賃借料（使用料・借損料：活動をする際に必要な会場・機材を借りる費用や、オンラインイベントを開催する際のモバイル Wi-Fi ルーターレンタル料 [実施日およびリハーサル日等の必要最低限の日数分のみに限る] など）
- ⑧ デザイン等の委託料（委託費）
- ⑨ その他活動に必要な経費で区長が特に必要と認めるもの

対象とならない経費

以下のものは、助成の対象となりません。

- ① 団体の構成員への人件費・交通費・飲食費
- ② 団体の日常的な家賃や光熱水費、電話代など
- ③ 補助対象期間外に購入・支払いをした物品・サービスなどの費用
- ④ 申請した活動に関係のない費用
- ⑤ 他の助成金・補助金の交付対象となっている費用
- ⑥ 活動終了後、個人の備品となるものを購入する費用
- ⑦ 営利を目的とした活動、政治活動、宗教活動にかかる費用
- ⑧ 公の秩序又は善良の風俗に反する活動にかかる費用
- ⑨ その他区長が適当でないと認めた費用

補助金の支払い等について

- 補助決定後、補助金の請求に基づき補助金を支払います。
- やむを得ない事情により、事業の実施が困難となりそうな場合や活動内容等に変更が生じそうな場合は、必ず事前に事務局へご相談ください。
※ 事業の目的や成果が変わってしまう大幅な変更は認められません。
※ 事業を中止する場合、すでに交付された補助金を一部又は全部返還していただくことがあります。
- 活動終了後は実績報告書をご提出いただき、精算を行います。返還金が生じた場合は、後日納付書を送付しますので、期日までにお支払いをお願いします。

選定方法

補助事業の審査は、書類審査と公開審査会（公開プレゼンテーション）により行います。事務局が応募書類の確認を行った上で、若者や区職員等で構成する「選定委員会」による審査を経て、補助する団体を決定します。

審査基準

基本的な審査基準は下記の通りです。この基準を元に、審査員同士が話し合いを行い、審査基準を追加・修正する場合があります。確定した審査基準は、あらためて応募団体に審査会当日の詳細と合わせてお伝えします。

【基本的な審査基準】

- ① 若者の主体的な活動であるか
- ② 地域活性化や地域課題の解決に向けて貢献できるか
- ③ 安心・安全に取り組み、実現可能性があるか

応募の方法

- ① 申請に必要な書類

申請をする時は以下の書類を提出してください。必要な書類は以下のホームページからダウンロードすることができます。
(<https://www.setagaya-yf.com/application.html>)

- 応募申請書
- 収支予算書
- 会則（団体の活動目的や運営のルールを取り決めたもの）
- 法定代理人（親権者等）の同意書 ※団体の代表者が未成年の場合のみ

- ② 応募締め切り

令和7年6月30日（月）18時00分まで

- 受付期間内に以下の提出先まで、①持参、②郵送、③メールのいずれかで提出してください。
- 持参の場合は、来訪日時を事前にご連絡ください。
- 郵送の場合は6月30日（月）必着になります。

応募申込先

世田谷区立希望丘青少年交流センター「アップス」

せたがや若者ファンディング事務局

住所：〒156-0055 東京都世田谷区船橋 6-25-1-3F

TEL：03-6304-6915（受付時間：休館日を除く 9 時～ 22 時）

E-mail：entry@setagaya-yf.com

URL：https://www.setagaya-yf.com

※ その他、スケジュールや詳細については、ホームページ（上記 URL）をご確認ください。